ご存じですか?

障がいを理由とする差別をなくし、 暮らす社会をつくることを目指しています。 4月から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、 障がいのある人もない人も共に



対象の障がい者は?

がい・知的障がい・精神障がい けている全ての人(障がい児も含む) て、日常・社会生活に相当な制限を受 障がいや社会の中にあるバリアによっ や体のはたらきに障がいがある人で、 障がいを含む)のある人、そのほか心 ている人だけではありません。身体障 が対象です。 対象となるのは、 障害者手帳を持っ (発達

事業者も規制の対象に!

サービスなどを繰り返し継続して行う をするグループも当てはまります。 人たちのことです。ボランティア活動 事業者とは、会社やお店など、同じ

不当な差別的取り扱いは禁止

す。 り、場所や時間帯などを制限したり、 理由なく、サービスの提供を拒否した けたりすることなどは禁止されていま 障がいのない人にはつけない条件をつ 障がいがあるというだけで、正当な

ある人にその理由を説明し、 るよう努めることが大切です。 正当な理由がある場合は、 理解を得 障がいの

不当な差別的取り扱いの例

障がいがあるというだけで… ○受付の対応を拒否する。

○本人を無視し、介助者や付き添い人 だけに話しかける。

合理的 配慮の

法的 義務

しなければ

なりません

努力

義務

行うよう 努めなければ なりません

○学校の受験・入学を拒否する。

○障がい者向け物件はないと言って対 応しない。

不当な 差別的 取り扱い

禁止

しては いけません

○保護者や介助者が一緒にいないと入 店させない。

行政機関

事業者

||合理的配慮の提供を!

話し合って理解を得るよう努めること 説明し、他の方法を提案することや、 なりすぎない範囲で対応することです や場面・状況に応じて異なります。 が大切です。その内容は、障がい特性 めの対応を求められたときに、負担に ら社会の中にあるバリアを取り除くた 負担になりすぎる場合はその理由を 合理的配慮とは、障がいのある人か

合理的配慮の例

○障がいのある人の障がい特性に応じ て、座席を決める。

○障がいのある人から代筆を頼まれた 場合、 代わりに書く。 その人の意思を十分に確認しながら 代筆が問題ない書類のときは

○段差がある場合にスロープなどを使 意思を伝え合うために、 カードやタブレット端末などを使う。 って補助する。 絵・写真の

市職員の対応要領などを規定 障がい者差別に関して職員



西条市障害者団体連合会 越智 義則 会長

施行された「障害者差別解消法」を実効性のあるも のにするために、 市民の皆さんに対する啓発を図ると 個別の背景にある社会的バリアを除去 市内の身体 ・知的・精神の3障がい者団体が連 き込んだ活動をしていきたいと考えています。

Ę	5	
2	₹	
t	t	

る方への応対のしおり」を作成しまし が遵守すべき事項を定めた「職員対応 応じた応対方法を定めた「障がいのあ 要領」と、窓口などでの障がい特性に 市では、

○小松総合支所 Tel 0 8 9 8 - 6 8 - 7 3 0 0 Tel 0 8 9 8 - 6 4 - 2 7 0 0 TEI 0 8 9 7 - 5 2 - 1 2 1 4 ○市庁舎本館1階社会福祉課 ○丹原総合支所 ○東予総合支所 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課